

Q & A

申請編

(実写デザインの商品利用について)

Q1 「ひやくまんさん」の着ぐるみの写真を、商品に利用することは可能ですか？

A1 「ひやくまんさん」のデザインを利用する場合は、指定されている6種類の平面デザインを申請の上利用してください。実写版を商品に利用することはできません。

Q2 「ひやくまんさん」の着ぐるみのデザインを元に、キーホルダーなどのミニチュアを作成して販売することは可能ですか？

A2 「ひやくまんさん」の着ぐるみデザインは、あくまで着ぐるみだけのものであり、商品として販売する場合は、指定されている6種類の平面デザインを利用してください。

(申請者の名義について)

Q3 ある企業から「ひやくまんさん」のデザインを利用したポスターの印刷を委託されたのですが、申請は、受注した企業名ですべきでしょうか？

A3 申請者は、ポスター制作を発注した企業になります。

(申請が不要な事例)

Q4 個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか？

A4 個人で利用される場合は、利用申請は不要ですが、指定色やサイズ等のデザインマニュアルを遵守してください。また、「©2013 石川県ひやくまんさん」と記載してください。

Q5 企業内の職員研修用の冊子の中に、「ひやくまんさん」図形を入れて利用することができますか？

A5 企業内で、その企業の社員の方だけが見られるものについては、利用申請は不要ですが、「©2013 石川県ひやくまんさん」と記載してください。また、利用できる「ひやくまんさん」デザインのまま利用してください。ただし、企業や団体の概要書など、外部に配布する場合や一般の方がご覧になる場合には申請が必要になります。

(申請書の提出)

Q6 申請書の提出はメールでもよいでしょうか？

A6 メールやFAXで提出いただけます。ただし、利用する物件の見本の確認にあたって、見本を郵送または持参により提出いただくようお願いする場合がございます。

(食品の申請にかかる申請書の区分)

Q7 弁当や惣菜のふたや包装紙に「ひやくまんさん」を使用する場合、申請は商品（別記様式第1号の1）と食品（別記様式第1号の2）のどちらの区分で行うのでしょうか？

A7 食品の容器やパッケージに「ひやくまんさん」のイラストを利用する場合は、利用の区分は食品になります。なお、弁当や惣菜類の容器等への利用については、食の安全性の確保の観点に十分ご留意ください。

(申請者に関する情報の提出)

Q 8 個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

A 8 様式は任意です。「仕事の内容」「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。

(県外企業による利用)

Q 9 石川県産品の販売促進という目的で公開されている「ひゃくまんさん」のデザインですが、県外企業は利用できないのでしょうか？

A 9 県外の企業からの申請であっても、商品の素材として県産食材等が使われているものや、積極的に北陸新幹線開業をPRしていただけるもの(北陸新幹線金沢開業・東京一金沢間2時間28分、といった具体の開業情報を記載していただけるもの)については、利用を認めています。

(申請手続の期間)

Q 1 0 申請書提出後、利用が許諾されるまではどのくらいの期間がかかりますか？

A 1 0 申請書を受付後、利用許諾の通知書が送付できるまで、1週間~10日前後かかりますので、余裕を持ってお早めに申請書を提出してください。デザインの利用にあたり、提出いただいたデザインに修正を要する場合があります。ご不明な点があれば事前にご相談ください。

(企業・団体のイメージに強く関わる物品への利用)

Q 1 1 チームの応援旗やチームのユニホームに「ひゃくまんさん」図形を利用することはできますか？

A 1 1 「ひゃくまんさん」が特定チームや団体等のキャラクターと誤認されないよう、「ひゃくまんさん」図形近くに、許諾番号等を記載してください。(Q21 参照)

Q 1 2 企業の誘客のための広告看板として「ひゃくまんさん」図形を利用することができますか？

A 1 2 企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう、許諾番号等を併記し、申請のうえ利用してください。(Q21 参照)

(商号・商品名へのキャラクター名の利用)

Q 1 3 「ひゃくまんさん〇〇」など、商品の名前や店名に「ひゃくまんさん」の冠を付けてもよいのでしょうか？

A 1 3 「ひゃくまんさん」に性格付けやイメージ付がなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、商品や屋号、店名に「ひゃくまんさん」の冠を付けていただくことはできません。

(キャラクターのイメージに影響する利用)

Q 1 4 「ひゃくまんさん」図形に、個別の商品等を推奨するような吹き出しを入れてもよいのでしょうか？

A 1 4 「ひゃくまんさん」に個別の特定商品を持たせたり、吹き出しで個別の企業や商品を推奨することはできません。また、「ひゃくまんさん」自体に企業名を入れることもできません。企業名や団体名が入っているものも着せられません。(企業名や団体名が入っていても、デザインで特定できるような制服・ユニフォームも着せられません)

(デザインの変形)

Q15 「ひゃくまんさん」の色を、好きな色に変えてもかまいませんか？

A15 指定色を利用してください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認した上で利用の許諾を判断しますので、申請書には必ず見本(見本が添付できないときは写真・図など)を添付してください。

Q16 包装紙等に、繰り返しのパターン模様として「ひゃくまんさん」を使いたいのですが、端で「ひゃくまんさん」が見切れてしまうと利用規定に抵触するでしょうか。

A16 繰り返しの柄になっている場合、端で見切れても問題ありません。(図1参照)



▲図1：繰り返しの柄の例(包装紙)

(利用期間)

Q17 許諾を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？

A17 利用許諾を受けた日から、その日の属する年度の翌年度の末日までです。利用期間の延長を希望する場合は、上記の期日の1カ月前までを目途に変更申請書を提出してください。期間満了後に申請された場合は、新規申請となり、許諾番号が新しい番号となります。

(期間満了後の商品販売)

Q18 許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っている場合、引き続きこれらの商品を販売することはできますか？

A18 許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許諾内容(利用品の名称、販売小売価格・製造予定数)を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き販売いただけます。

(利用料)

Q19 デザインの利用にあたり、利用料は発生しますか？

A19 商品等の販売を目的とした場合を含め、当分の間、利用料は無料です。

(シールでのキャラクター利用)

Q20 シールを作りたいのですが、申請は必要ですか？

A20 シール単体で販売する場合は申請が必要となります。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許諾しますので、製品に貼った実際に利用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

(許諾番号の記載)

Q21 キャラクターデザインを掲載する場合、許諾番号等の表記は必要ですか？

A21 利用許諾を受けた物件には、石川県の著作権表示と許諾番号を組み合わせた表記を必ずつけてください。

表記例： ©2013 石川県ひやくまんさん#0001

記載例：キャラクターの下などに記載してください。商品の場合、タグに記載しても構いません。

Q22 許諾番号の商品への表示箇所にはきまりがあるのでしょうか？

A22 商品の箱やパッケージ、また、Tシャツなどはタグや包装紙等に、許諾番号を明示してください。

Q23 会社の営業のため、「ひやくまんさん」図形を入れた名刺を作成して配布することは可能ですか？

A23 会社として名刺に利用する場合は、申請の上、許諾番号等を明記してご利用ください。

(変更申請)

Q24 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか？

A24 利用許諾後、商品などのデザイン、数量、色、大きさなどが変更になった場合には変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は変更申請ではなく新規申請が必要です。

(商品広告の申請)

Q25 商品として利用許諾をとっている場合でも、その商品の販促のために、店内提示のポップ広告を作成する場合、新たに申請する必要がありますか？

A25 申請後にポップ類を作成する場合は、再度申請していただくか、変更申請をしていただくこととなります。また、ポップ類にも許諾番号を明記してください。商品への利用申請と一緒に申請してください。

デザイン編

(紙媒体以外へのデザイン利用)

Q26 「ひやくまんさん」のデザインを、煎餅やクッキーに刻印のように使用することは可能ですか？

A26 指定色やサイズ等のデザインマニュアルが遵守されていれば可能です。ただし、その場合も、個別にどのような商品等かを確認した上で利用の許諾を判断します。

(簡易立体デザイン利用)

Q27 平面デザインのような正面から見た部分のイラストだけでなく、「ひゃくまんさん」公式グッズのように、左右・背中を含めた全体のデザインを使用することは可能ですか？

A27 可能です。左右・背中を含めた「ひゃくまんさん」のイラストとして、“簡易立体デザイン”があります(図2参照)。必ずデザインの全体を使うようにし、一部のみを抜き出して使うことは避けてください。イラストのデータ等が必要な場合は、県にご連絡ください。



▲図2：簡易立体デザイン